

「林野火災注意報・警報」

運用開始！！

対象区域内での

火の使用が制限されます

林野火災注意報発令中は努力義務である内容も、
林野火災警報発令中に火の使用の制限に従わない場合、
罰則が適用される事があります。

林野火災警報等発令時に制限される火の使用の一例です。

・たき火



・花火



・喫煙など



【林野火災警報等の発令と火の使用制限について】

| | 林野火災注意報 | 林野火災警報 |
|----------------------|--|--|
| 内容 | 発令対象区域で、屋外での火の使用の <u>制限に従うよう努める（努力義務）</u> | 発令対象区域で、屋外での 火の使用を <u>制限（義務）</u> |
| 発令 指標 | 以下のいずれかの条件に該当する場合 ① <u>前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下、</u> かつ、 <u>前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下</u> ② <u>前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下、</u> かつ、 <u>乾燥注意報が発表</u> ※当日に降水が見込まれる場合や積雪状況によ り、発令しない場合があります。 | 左記の林野火災注意報の発令指標 + 強風注意報が発表 |
| 期間 | 1月1日～5月31日 | |
| 対象 区域 | 森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象となっている民有林と、 同法第 7 条の 2 に規定する森林計画の対象となっている国有林の区域内 | |
| 火の 使用 制限 対象 | 以下のとおり、屋外での火の使用の制限がかかります。 <ul style="list-style-type: none"> ・山林、原野等において火入れをしないこと。 ・花火の打上げ又は仕掛けをしないこと。 ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 ・残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。 | |
| 罰則 | なし | <u>30万円以下の罰金または拘留</u> 【消防法第 4 4 条第 1 8 号】 |

問い合わせ先 長岡市消防本部予防課

TEL : 0 2 5 8 - 3 5 - 2 1 9 0